

山口県報

平成20年
9月19日
(金曜日)

目次

告示

山口県青少年健全育成条例施行規則第十四条に規定する知事が定める施設に関する告示の一部改正(こども未来課)……………

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(港湾課)……………

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(三件)(建築指導課)……………

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(住宅課)……………

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………

農地保有合理化事業規程の変更の承認(農業経営課)……………

教委告示

山口県指定天然記念物の管理団体の指定……………

選管告示

直接請求に必要な有権者の数……………

山口県知事選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨……………

山口県告示第四百四十一号

山口県青少年健全育成条例施行規則第十四条に規定する知事が定める施設に関する告示(平成十八年山口県告示第七百四十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十年九月十九日

山口県知事 二井 関 成



表下関朝鮮初・中級学校の項中「下関朝鮮初・中級学校」を「山口朝鮮初中級学校」に改める。

山口県告示第四百四十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事(第三工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年九月十九日

山口県知事 二井 関 成

一 徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事(第三工区)

(一) 工事場所 周南市臨海町地先

(二) 工事の概要

工 種	数 量
本土工(ハイブリッド型ブロック製作・運搬)	三函

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二)の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が鋼構造物工事のA等級であること。
- 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(鋼構造物工事業に係るものに限る。))を受けていること。
- 出資比率が三パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十年九月十八日までに国土交通大臣又は都道府県知

事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(の鋼構造物工事の数値が千百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の鋼構造物工事の数値が千以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県周南港湾管理事務所 周南市築港町一三番二三号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十年九月十九日から同年十月六日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年十月十五日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県周南港湾管理事務所(電話〇八三四―二一―一七八七)にすること。

山口県告示第四百四十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、山口きらら博記念公園水泳プール電気設備工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)(及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年九月十九日

山口県知事 二井 関成

一 山口きらら博記念公園水泳プール電気設備工事

(一) 工事場所 山口市阿知須字遠石五〇九番地五〇

(二) 工事の概要

構 造 及 び 規 模	工 事 内 容
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下一階 地上三階建 延べ面積 一、二、〇〇七平方メートル	電灯動力設備工事一式 受変電設備工事一式 太陽光発電設備工事一式 監視カメラ設備工事一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)(とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が電気工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(電気工業に係るものに限る。)(を受けていること。

3 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十年九月十八日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(の電気工事の数値が千百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十年十月八日から同月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年十月二十四日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―三八三〇)にすること。

山口県告示第四百四十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、山口きらら博記念公園水泳プール機械設備工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年九月十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 山口きらら博記念公園水泳プール機械設備工事
- (一) 工事場所 山口市阿知須字遠石五〇九番地五〇
- (二) 工事の概要

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下一階 地上三階建 延べ面積 二二、〇〇七平方メートル	構造及び規模	空気調和設備工事一式 給排水衛生設備工事一式	工事内容
--	--------	---------------------------	------

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が管工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(管工事業に係るものに限る。))を受けていること。

3 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十年九月十八日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(管工事の数値が千百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の管工事の数値が八百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。))を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十年十月八日から同月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年十月二十四日までに発送する。

四 その他
この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三―三八三〇）にすること。

山口県告示第四百四十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、山口県立小野田工業高等学校特別教室新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年九月十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 山口県立小野田工業高等学校特別教室新築工事
- (一) 工事場所 山陽小野田市中央二丁目地内
- (二) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造	地上三階建	三、七四〇平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。

- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成二十年九月十八日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が八百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
 - 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十年十月九日から同月十五日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年十月二十三日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三―三八三〇）にすること。

山口県告示第四百四十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、旭ヶ丘県営住宅新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規

模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定められた。

平成二十年九月十九日

山口県知事 二井 関成

一 旭ヶ丘県営住宅新築工事

(一) 工事場所 周南市大字久米字旭ヶ丘地内

(二) 工事の概要

構 造	延 べ 面 積	戸 数
鉄筋コンクリート造 地上四階建	二、一八〇平方メートル	三三戸

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十年九月十八日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が八百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十年十月九日から同月十五日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年十月二十一日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課（電話〇八三―九三三―三八七〇）にすること。



(三七五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成二十年十一月四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十年九月十九日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十年九月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 特定非営利活動法人環境みらい下関

代表者の氏名 坂本 紘一
主たる事務所の所在地 下関市古屋町一丁目一八番一号

(三七六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十年九月十九日から平成二十一年一月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市農林経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年九月十九日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆめタウン南岩国

所在地 岩国市南岩国町一丁目二〇番三〇号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社イズミ 住 所 代表者の氏名
広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明

株式会社ジュンテンドー 住 所 飯塚 正
島根県益田市下本郷町二〇六の五

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社ベリカン	変更前 大阪市天王寺区上本町六丁目九番一四号	変更後 大阪市西成区梅南一丁目七番三十一号
---	----------	---------------------------	--------------------------

四 届出年月日

平成二十年九月四日

五 変更年月日

平成十四年三月十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン南岩国

所在地 岩国市南岩国町一丁目二〇番三〇号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社イズミ 住 所 山西 泰明
株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町二〇六の五 飯塚 正

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	エステール株式会社	変更前 東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号	変更後 東京都新宿区住吉町八番一二号
---	-----------	--------------------------	-----------------------

四 届出年月日

平成二十年九月四日

五 変更年月日

平成十五年五月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン南岩国

所在地 岩国市南岩国町一丁目二〇番三〇号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社イズミ 住 所 代表者の氏名
広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明

株式会社ジュンテンドー 住 所 飯塚 正
島根県益田市下本郷町二〇六の五

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社アビ	変更前 株式会社藤田服飾	変更後 株式会社アビ
---	--------	-----------------	---------------

四 届出年月日

平成二十年九月四日

五 変更年月日

平成十七年三月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン南岩国

所在地 岩国市南岩国町一丁目二〇番三〇号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社イズミ 住所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号

株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町二〇六の五 飯塚 正

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変更前 藤田 弘道 変更後 藤田 貴弘

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

株式会社アビ

藤田 弘道 藤田 貴弘

届出年月日

平成二十年九月四日

五 変更年月日

平成十七年七月十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン南岩国

所在地 岩国市南岩国町一丁目二〇番三〇号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社イズミ 住所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号

株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町二〇六の五 飯塚 正

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変更前 片山 多実枝 変更後 片山 多実枝

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

片山 多実枝

片山 多実枝

届出年月日

平成二十年九月四日

五 変更年月日

平成二十年九月四日

平成十八年五月二十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン南岩国

所在地 岩国市南岩国町一丁目二〇番三〇号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社イズミ 住所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号

株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町二〇六の五 飯塚 正

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変更前 都野 隆司 変更後 都野 修

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

有限会社都野書店

都野 隆司 都野 修

届出年月日

平成二十年九月四日

五 変更年月日

平成十八年六月十四日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン南岩国

所在地 岩国市南岩国町一丁目二〇番三〇号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社イズミ 住所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号

株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町二〇六の五 飯塚 正

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変更前 株式会社アビ 変更後 株式会社アビ

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

株式会社アビ

広島市西区商工センター一丁目二番二二号 広島市西区商工センター一丁目二番二二番四号

四 届出年月日
平成二十年九月四日
五 変更年月日
平成十八年六月三十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ゆめタウン南岩国

所在地 岩国市南岩国町一丁目二〇番三〇号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号

株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町二〇六の五

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社たけうち	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社たけうち	—	—

四 届出年月日

平成二十年九月四日

五 変更年月日

平成十八年八月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ゆめタウン南岩国

所在地 岩国市南岩国町一丁目二〇番三〇号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号

株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町二〇六の五

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社タツミヤ	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	指田 幹	指田 努	—

四 届出年月日
平成二十年九月四日
五 変更年月日
平成十九年六月十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ゆめタウン南岩国

所在地 岩国市南岩国町一丁目二〇番三〇号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号

株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町二〇六の五

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社広島音工	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社広島音工	—	—

四 届出年月日
平成二十年九月四日
五 変更年月日
平成二十年一月二十七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ゆめタウン南岩国

所在地 岩国市南岩国町一丁目二〇番三〇号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所

代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明
 株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町二〇六の五 飯塚 正
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
株式会社ペリカン	川俣 芳幸		増田 芳昭

四 届出年月日
 平成二十年九月四日
 五 変更年月日
 平成二十年五月二十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ゆめタウン南岩国

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明
 株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町二〇六の五 飯塚 正

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
有限会社メガネサロンの	有限会社メガネサロンの		

四 届出年月日
 平成二十年九月四日
 五 変更年月日
 平成二十年六月二十九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ゆめタウン南岩国

所在地 岩国市南岩国町一丁目二〇番三〇号
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明
 株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町二〇六の五 飯塚 正
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
株式会社スイートガーデン	磯野 幹夫		小池 和則

四 届出年月日
 平成二十年九月四日
 五 変更年月日
 平成二十年七月四日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ゆめタウン南岩国

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明
 株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町二〇六の五 飯塚 正

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
株式会社スイートガーデン	京都府中京区烏丸通御池下る虎屋町五六の六の一		京都府下京区烏丸通五条下る大坂町四〇〇

四 届出年月日
 平成二十年九月四日
 五 変更年月日
 平成二十年八月一日

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更に係る事項	変更に係る事項	変更前	変更後
株式会社パレモ	株式会社パレモ	株式会社パレモ	株式会社パレモ	株式会社パレモ
株式会社モリエ	株式会社モリエ	株式会社モリエ	株式会社モリエ	株式会社モリエ
株式会社ユニカ	株式会社ユニカ	株式会社ユニカ	株式会社ユニカ	株式会社ユニカ
株式会社プロパックス	株式会社プロパックス	株式会社プロパックス	株式会社プロパックス	株式会社プロパックス
株式会社三城	株式会社三城	株式会社三城	株式会社三城	株式会社三城
株式会社きものわかば	株式会社きものわかば	株式会社きものわかば	株式会社きものわかば	株式会社きものわかば
有限会社エフ・シー・ピーカンパニー	有限会社エフ・シー・ピーカンパニー	有限会社エフ・シー・ピーカンパニー	有限会社エフ・シー・ピーカンパニー	有限会社エフ・シー・ピーカンパニー
株式会社和合	株式会社和合	株式会社和合	株式会社和合	株式会社和合
株式会社ハニーズ	株式会社ハニーズ	株式会社ハニーズ	株式会社ハニーズ	株式会社ハニーズ
有限会社ソリッド	有限会社ソリッド	有限会社ソリッド	有限会社ソリッド	有限会社ソリッド

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ゆめタウン南岩国
 所在地 岩国市南岩国町一丁目二〇番二〇号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号
 株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町二〇六の五
 住所 山西 代表者の氏名 飯塚 正
- 三 変更に係る事項の概要

届出年月日
 平成二十年九月四日
 変更年月日
 平成二十年八月七日

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名	株式会社ハニーズ	有限会社ソリッド	株式会社パレモ	株式会社モリエ	株式会社ユニカ	株式会社プロパックス	株式会社三城	株式会社きものわかば	有限会社エフ・シー・ピーカンパニー	株式会社和合	株式会社ハニーズ	有限会社ソリッド	株式会社パレモ	株式会社モリエ	株式会社ユニカ	株式会社プロパックス	株式会社三城	
福島県いわき市鹿島町走熊二七の一	江尻 義久	清水 康希	森永 司	武田 順一	多根 裕詞	目三番一三三号	広島県呉市中通四丁目	広島市西区商工センター二丁目二番二九号	〃 〃 〃	愛知県稲沢市天池五反田町一	南三丁目一九番一〇号	廣島市安佐南区高取	〃 〃 〃	廣島市西區商工センター二丁目二番二九号	〃 〃 〃	廣島市西區商工センター二丁目二番二九号	廣島市西區商工センター二丁目二番二九号	廣島市西區商工センター二丁目二番二九号	廣島市西區商工センター二丁目二番二九号
平本 将人	村本 晃一	酒井 勝徳	中本 敏幸	平野 一貴	江尻 義久	清水 康希	森永 司	武田 順一	多根 裕詞	目三番一三三号	広島県呉市中通四丁目	広島市西区商工センター二丁目二番二九号	〃 〃 〃	愛知県稲沢市天池五反田町一	南三丁目一九番一〇号	廣島市安佐南区高取	〃 〃 〃	廣島市西區商工センター二丁目二番二九号	廣島市西區商工センター二丁目二番二九号

(三七七) 農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項の規定により、農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認しました。

平成二十年九月十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 農地保有合理化法人の主たる事務所の所在地及び名称
萩市大字江向五一〇
- 二 農地保有合理化事業の種類
 - (一) 農地売買等事業
 - (二) 研修等事業



山口県教育委員会告示第六号

山口県文化財保護条例(昭和四十年山口県条例第十号)第四十一条において準用する同条例第九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる山口県指定天然記念物を管理すべき団体として、同表の下欄に掲げる町を指定する。

平成二十年九月十九日

山口県教育委員会

名	山口県指定天然記念物	管理団体
宿井のハゼノキ	平成十九年山口県教育委員会告示第三号	田布施町

山口県選挙管理委員会告示第七十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十百分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次の表のとおりである。

平成二十年九月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二四、三九八
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二六九、九八三
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	

副知事並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項
県の教育委員会の委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項

二六九、九八三

山口県選挙管理委員会告示第七十八号

平成二十年八月三日執行の山口県知事選挙において、各候補者の出納責任者から提出された選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

平成二十年九月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成20年8月3日執行山口県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

32,788,400円

3 報告書の要旨

候補者氏名	二井 関 成	所属党派	無 所 属	期 間 平成20年5月30日から 同年8月12日まで 第1回分
出納責任者氏名	藤 本 靖 夫			

収 入			支 出	
(氏名) (団体名)	(職業)	(寄附額)		円
主たる寄附			人 件 費	6,557,264
自由民主党山口県支部連合会		3,000,000	家 屋 費	2,780,150
二井せきなり後援会		850,000	選挙事務所費	1,699,235
日本商工連盟		100,000	集会会場費	1,080,915
山口県医師連盟		3,000,000	通 信 費	294,898
山口県歯科医師連盟		500,000	交 通 費	700,319
山口県税理士政治連盟		200,000	印 刷 費	3,261,550
山口県不動産政治連盟		100,000	広 告 費	2,145,967
その他の寄附 0件		0	文 具 費	259,598
その他の収入		10,700,000	食 糧 費	355,272
今 回 計		18,450,000	休 泊 費	1,848,000
前 回 計		—	雑 費	111,787
総 計		18,450,000	今 回 計	18,314,805
			前 回 計	—
			総 計	18,314,805

報告書受理年月日	平成20年8月18日	第1回報告分
----------	------------	--------

平成二十年九月十九日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

候補者氏名	福江俊喜	所属党派	無所属	期 間 平成20年7月15日から 同年8月5日まで 第1回分
出納責任者氏名	吉田達彦			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	家屋費
日本共産党山口県委員会		1,082,880	選挙事務所費	826,840
みんなの県政をつくる会		1,212,360	集会会場費	0
有田 敏夫	政党職員	255,000	通信費	80,000
池田 沖夫	団体職員	170,000	交通費	0
梅田知賀子	"	60,000	印刷費	1,663,200
片山 和子	無 職	120,000	広告費	291,900
佐藤 文明	政党職員	170,000	文具費	80,000
田中 克典	団体職員	170,000	食糧費	150,000
日坂 英子	無 職	170,000	休泊費	680,000
藤永 佳久	団体職員	255,000	雑 費	50,000
吉田 和子	"	75,000		
吉田 達彦	政党職員	170,000		
その他の寄附 0件		0		
その他の収入		0		
今 回 計		3,910,240	今 回 計	5,436,940
前 回 計		—	前 回 計	—
総 計		3,910,240	総 計	5,436,940

報告書受理年月日	平成20年8月/8日	第 / 回報告分
----------	------------	----------